令和 6 年度決算に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率 審 査 意 見 書

大垣市監査委員

監 第 72 号 令和7年8月7日

大垣市長 石田 仁 様

大垣市監査委員 田邊雅範 大垣市監査委員 不破光司

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定 により審査に付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について 審査をしたので、別紙のとおり審査意見を提出します。

なお、不破 光司 監査委員は大垣市土地開発公社の監事の職にあるため、将来負担比率の審査については地方自治法第199条の2の規定により除斥しました。

# 令和6年度決算に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

#### 第1 審査の対象

令和6年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる 事項を記載した書類

- 1 健全化判断比率
  - (1) 実質赤字比率
  - (2) 連結実質赤字比率
  - (3) 実質公債費比率
  - (4) 将来負担比率
- 2 資金不足比率

#### 第2 審査の期間

令和7年7月10日から令和7年8月7日まで

## 第3 審査の方法

審査の実施にあたっては、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかの確認を行い、あわせて関係職員の説明を聴取した。

#### 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を 記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査の概要及び意見については、次のとおりである。

#### 1 健全化判断比率

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	早期健全化 基 準	
実 質 赤 字 比 率	1	-	-	11.49%	20.00%
連結実質赤字比率	-	-	_	16.49%	30.00%
実 質 公 債 費 比 率	2.1%	2.5%	3.1%	25.0%	35.0%
将 来 負 担 比 率	12.5%	9.6%	14.5%	350.0%	

<sup>(</sup>注)実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないため、「-」と表示した。

# (1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する 比率である。

実質赤字額がないため、前年度に引き続き算定されない。

## (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、すべての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に 対する比率である。

連結実質赤字額がないため、前年度に引き続き算定されない。

# (3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の 標準財政規模に対する比率の過去3か年の平均である。

当年度は 3.1%で、前年度に比べ 0.6 ポイント上昇したものの、財政健全化計画の策定が求められる早期健全化基準 25.0%を下回っており、良好な状態が維持されている。

#### (4) 将来負担比率

将来負担比率とは、現時点での一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の 標準財政規模に対する比率である。

当年度末における将来負担比率は14.5%であり、財政健全化計画の策定が求められる早期健全化基準350.0%を下回っている。また、前年度に比べ4.9 ポイント上昇しており、これは主に地方債現在高の減少及び地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が減少したことによるものである。

## 2 資金不足比率

区 分	令和4年度 令和5年度	令和6年度	経営健全化基 準
公設地方卸売市場事業会計	_	_	20.0%

(注)資金不足額がないため、「一」と表示した。

資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

公営企業会計において資金不足額がないため、前年度に引き続き算定されない。

## 3 審査意見

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率については、いずれも 早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、健全な状態を維持している。

引き続き少子高齢化社会の進行や、公共施設の長寿命化対策及び大型プロジェクトの実現などの様々な課題に対応し、行政サービスが安定的に提供できるよう、持続可能な財政運営に努められたい。

## 算定対象会計

